

「茶のしずく」石鹼被害対策弁護団結成

CMでおなじみの「茶のしずく」石鹼。2010年12月7日以前に販売されていた同商品を使用したことにより、それまで小麦アレルギーを持っていなかった人が突然アレルギー反応を発症する被害が出ています。被害者はアレルギー反応により、蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛・おう吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状を起こしています。小麦成分の食物を摂取できないため、食事には大きな制限がかかります。

このような被害者は、全国で発生しており、各地でも被害対策弁護団ができつつあるようです。仙台でも弁護団を結成し、被害救済について調査を始めました。

2011年7月26日

(弁護士 野 呂 圭)